

恵庭市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

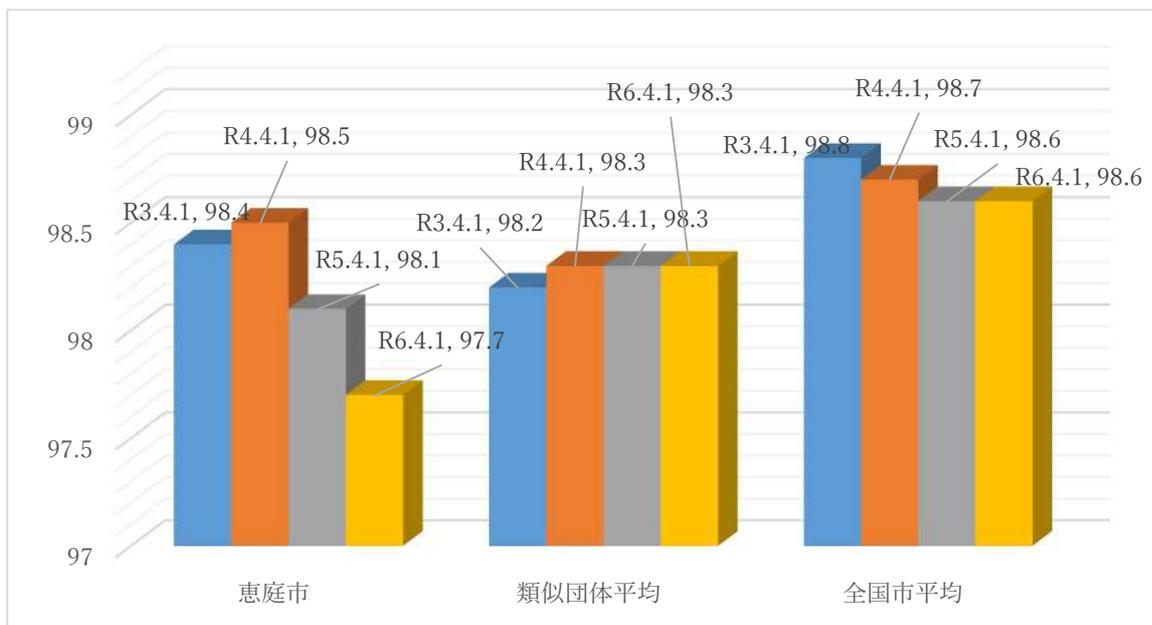
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和4年度の 人件費率
令和5年度	人 70,354	千円 35,081,901	千円 1,444,339	千円 4,510,690	% 12.8	% 12.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 472	千円 1,765,023	千円 352,226	千円 699,781	千円 2,817,030	千円 5,968	千円 6,181

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給

表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会未設置団体につき記載対象外。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和6年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均3%の月例給の引き上げを行った。

②地域手当の見直し実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)

国の支給地域に勤務する職員に対し、国と同様の地域手当を支給。(勤務地:東京都10%、札幌市3%)

(参考)

	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合		令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合	令和4年度 の支給割合	令和5年度 の支給割合
		4月1 日時点	遡及 改定後					
国基準に よる支給 割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
恵庭市の 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

(改定実施時期) 令和6年4月1日

期末・勤勉手当について、民間の支給割合と比較し0.05月分ずつの引上げとした。また、寒冷地手当においても、民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%の引上げとした。

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
恵庭市	41.0歳	316,815円	375,750円	355,212円
北海道	42.1歳	318,800円	386,694円	360,806円
国	42.4歳	323,823円	405,378円	—円
類似団体	41.7歳	313,594円	395,822円	360,145円

②技能労務職

区分	公務員					民間			備考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(固定費ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
恵庭市	60.3歳	1人	269,600円	271,771円	273,267円				
うち 用務員	60.3歳	1人	269,600円	271,771円	273,267円	用務員	49.1	244,800円	1.11
北海道	57.1歳	106人	319,700円	348,495円	335,594円				
国	51.2歳	1,829人	288,144円	330,553円	—				
類似団体	52.7歳	16人	321,506円	377,113円	353,146円				

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C / D
恵庭市	5,075,530円	—	—
うち用務員	5,075,530円	3,297,300円	1.54

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
恵庭市	－ 歳	－ 円	－ 円
北海道	44.9 歳	373,800 円	424,160 円
類似団体	42.3 歳	319,527 円	373,194 円

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
恵庭市	37.7 歳	290,806 円	345,232 円	329,422 円
北海道	－ 歳	－ 円	－ 円	－ 円
国	－ 歳	－ 円	－ 円	－ 円
類似団体	38.3 歳	302,620 円	392,377 円	345,720 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		恵庭市	北海道	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	220,000 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	188,000 円	188,000 円	－ 円
	中学卒	－ 円	－ 円	－ 円
教育職	大学卒	－ 円	246,300 円	－ 円
	高校卒	－ 円	199,900 円	－ 円
消防職	大学卒	220,000 円	－ 円	－ 円
	高校卒	188,000 円	－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

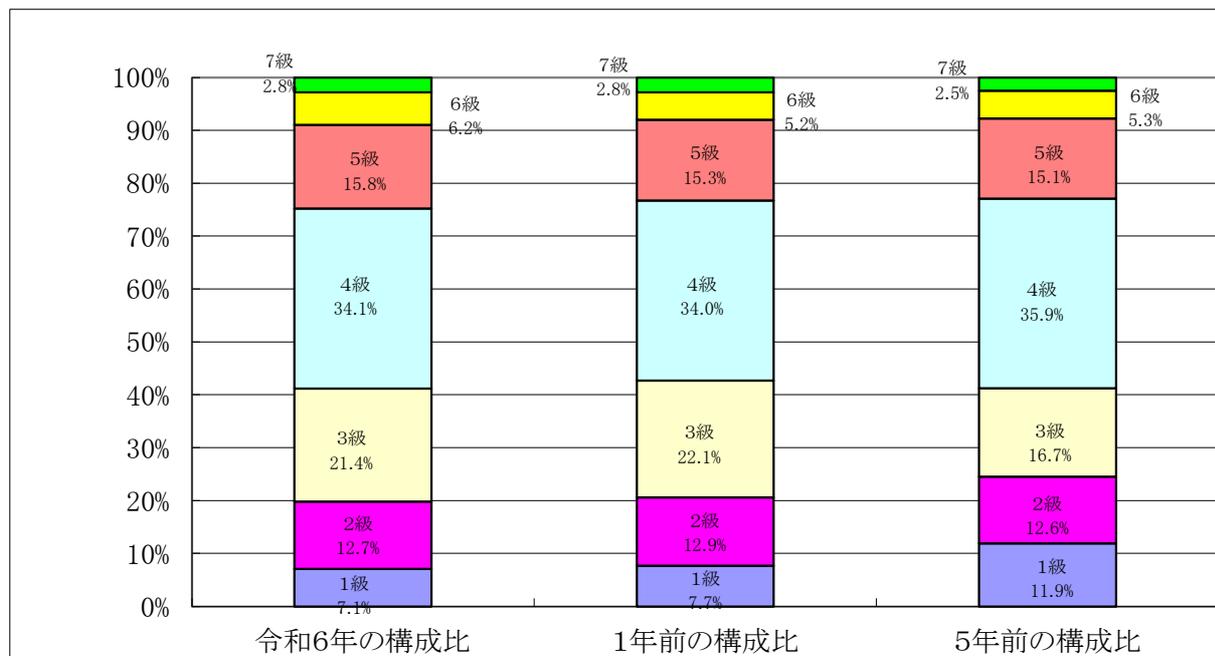
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,800 円	348,400 円	379,650 円	389,057 円
	高校卒	229,600 円	－ 円	367,000 円	381,614 円
技能労務職	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	中学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
教育職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
消防職	大学卒	270,750 円	362,350 円	384,400 円	379,600 円
	高校卒	231,933 円	－ 円	－ 円	368,867 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

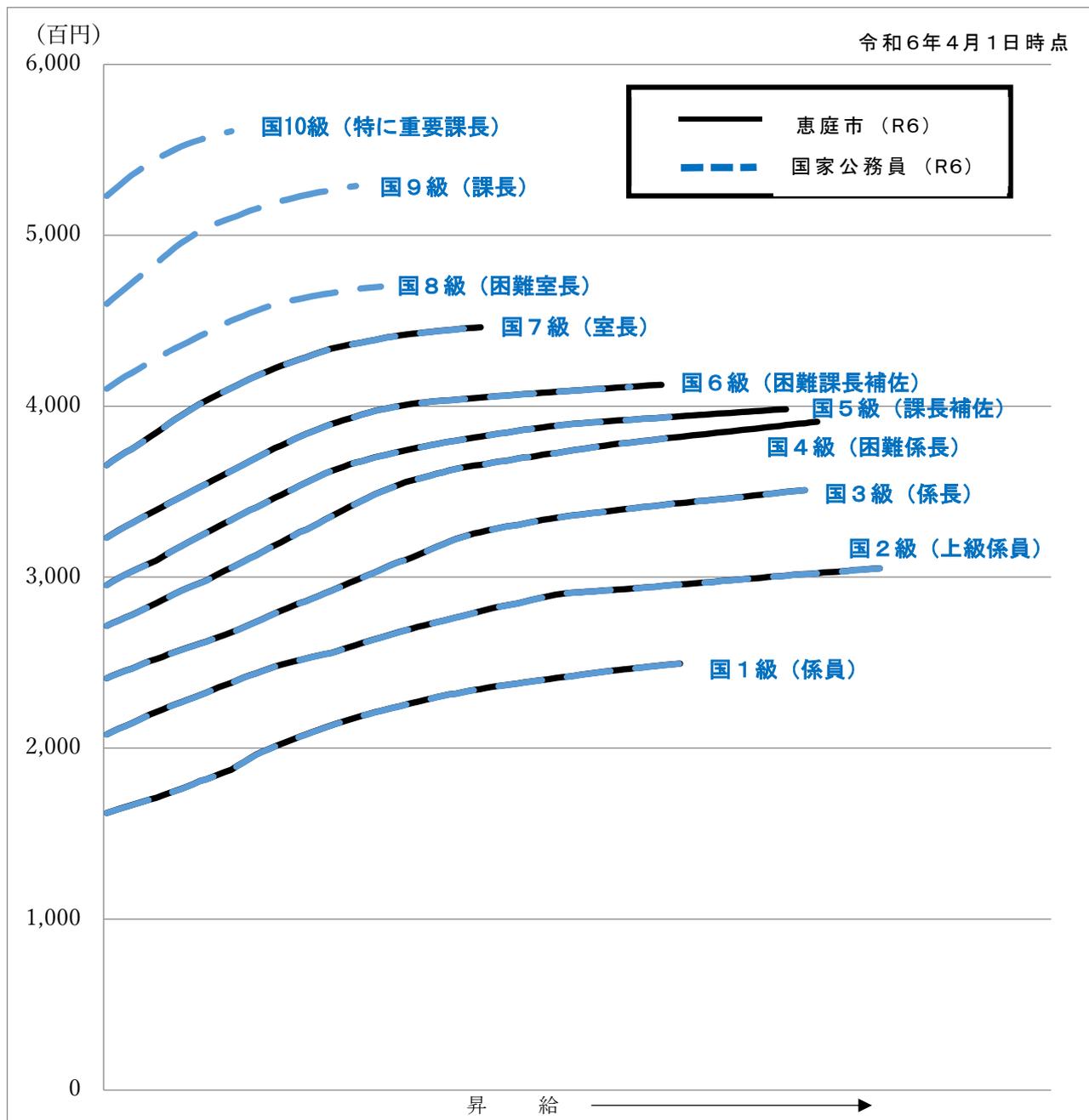
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定期的な業務を行う職務	23人	7.1%	183,500円	258,100円
2級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	41人	12.7%	230,000円	308,500円
3級	主任の職務	69人	21.4%	265,300円	354,700円
4級	主査、上席主任、専門員の職務	110人	34.1%	298,800円	394,900円
5級	課長の職務	51人	15.8%	321,300円	402,400円
6級	次長の職務	20人	6.2%	355,200円	416,900円
7級	部長の職務	9人	2.8%	408,300円	450,900円

- (注) 1 恵庭市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（恵庭市）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	○		○	
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和8年1月		令和8年1月	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

恵庭市	北海道	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,487千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,682千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～20% 管理職加算：10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～20% 管理職加算：10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（恵庭市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

恵庭市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 1人当たり平均支給額 12,515千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		108,801円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		108,801円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
札幌市	3%	1人	3%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		10,641千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		68,649円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		28.4%		
手当の種類（手当数）		13		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度 決算）	左記職員に対す る支給単価
徴収手当	納税担当職員	本務として市税等の収納業務	279千円	月額2,800円
滞納処分手当		庁外において、滞納処分業務		日額240円
車両運転手手当	運転手	自動車等の運転業務	—	日額160円
福祉業務手当	生活保護 ケースワーカー	社会福祉の現業業務	524千円	月額4,400円
保育手当	保育士	保育園での保育業務	434千円	月額2,800円
身元行方不明者取 扱手当		身元不明死亡人の収容業務	—	1件2,160円
		身元不明病人の収容業務	—	1件800円
保健指導業務手当	保健師	保健指導業務	114千円	日額140円
防疫等作業手当		感染症及び家畜伝染病の防疫 等の作業	5千円	日額290円
野犬捕獲手当		野犬の捕獲業務	—	日額380円
消防特殊勤務手当	消防士	火災等の現場に出動した場合	9,121千円	1回360円
救急出動手当		救急のため出動した場合		1回360円
夜間特殊勤務手当		夜間の勤務に従事した場合		1当務460円
心身障害児等訓練 業務手当	子ども発達支援 センター職員	障害児等の訓練業務	164千円	月額2,800円
	保健センター職員	作業療法等の指導・訓練業務	—	日額160円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	110,511千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	272千円
支給実績（令和4年度決算）	122,272千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	284千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (令和5年度 決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。配偶者:6,500円、子・10,000円/人、配偶者・子以外:6,500円/人、15歳～22歳までの配偶者以外加算5,000円/人	同じ		56,109千円	238,762円
住居手当	借家:12,000円を越える家賃につき28,000円を上限に支給。	同じ		48,802千円	274,169円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上あり、公共交通機関または自家用車等を利用している職員に支給。	同じ		14,989千円	65,741円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給。部長職77,400円、次長職62,300円、課長職49,600円	異なる	本給×率	47,400千円	532,584円
管理職員特別勤務手当	①管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合、勤務1回につき12,000円を超えない範囲で支給。 ②管理職員が災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により勤務を要しない日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、1回につき6,000円を超えない範囲で手当を支給。	異なる	①の支給額は職務の級が7級である者は8,000円/職務の級が6級(次長職に係るものに限る。)である者は6,000円/職務の級が5級(課長職に係るものに限る。)である者は4,000円/再任用職員で職務の級が6級である者は4,200円/職務の級が5級である者は2,800円とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、各支給額に100分の150を乗じて得た額とする。②の支給額は、職務の級が7級である者は4,000円、職務の級が6級(次長職に係るものに限る。)である者は3,000円、職務の級が5級(課長職に係るものに限る。)である者は2,000円、再任用職員は職務の級が5級である者は2,100円、職務の級が4級である者は1,400円とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、支給額に100分の150を乗じて得た額とする。	75千円	10,714円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～翌日の午前5時までに勤務した職員(支給率:25/100)	同じ		6,831千円	82,301円
寒冷地手当	11月から3月までの間の職員に支給(毎月支給) 世帯主(扶養あり):26,000円 世帯主(その他):14,500円 その他:9,800円	同じ		39,304千円	84,163円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市長	845,000円（円）	（参考）類似団体における最高／最低額 1,061,000円／593,400円 885,000円／547,600円	
	副市長	707,000円（円）		
報酬	議長	440,000円（円）	737,000円／372,000円	
	副議長	385,000円（円）	653,000円／294,000円	
	議員	355,000円（円）	591,000円／266,000円	
期末手当	市長 副市長	（令和5年度支給割合） 4.4月分		
	議長 副議長	（令和5年度支給割合） 4.4月分		
退職手当	市長	（算定方式） 給料月額×在職年数×5.126	（1期の手当額） 17,326千円	（支給時期） 任期毎
	副市長	給料月額×在職年数×3.234	9,146千円	任期毎
	備考			

- （注） 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

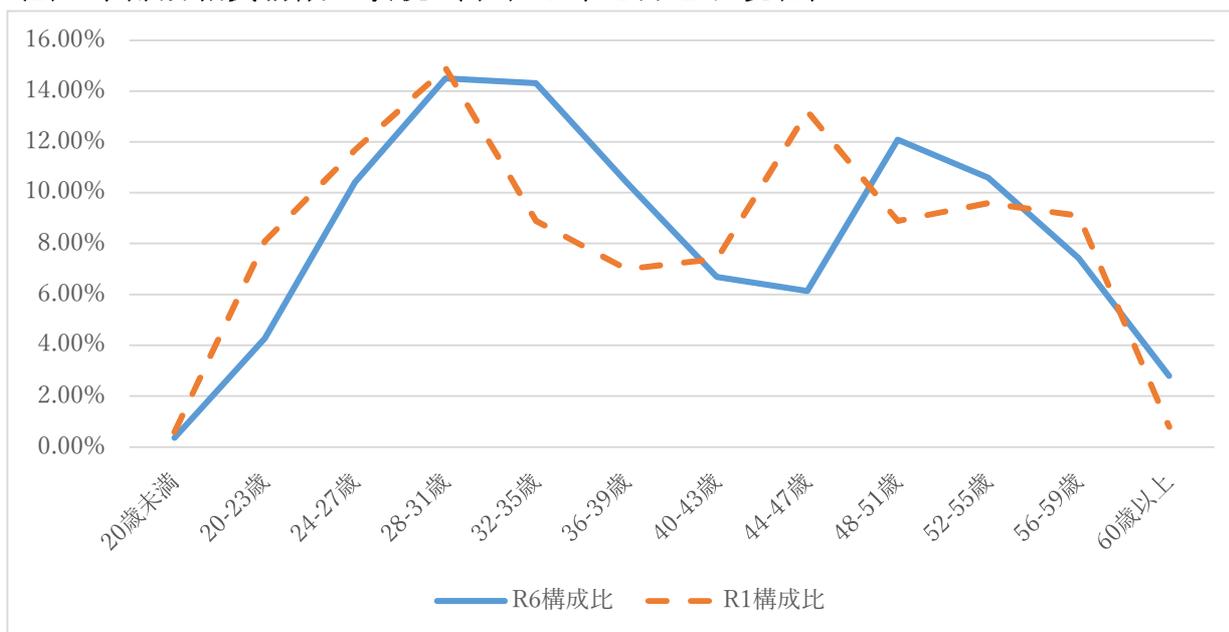
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門		区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和5年	令和6年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	<参考> 人口1万当たり職員数 46.76人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 52.13人)	
		総務・企画	122	121	1		
		税務	25	26	-1		
		労働	2	2	0		
		農林水産	15	15	0		
		商工	13	12	1		
		土木	39	39	0		
		民生	79	76	3		
	衛生	30	34	-4			
	計	329	329	0			
	教育部門	39	39	0			
	消防部門	105	106	-1			
	小 計	473	474	-1	<参考> 人口1万当たり職員数 67.23人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 65.53人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	0	0	0			
	水 道	14	14	0			
	下 水 道	11	12	-1			
	交 通	0	0	0			
	そ の 他	25	25	0			
	小 計	50	51	-1			
合 計		523	525	-2	<参考> 人口1万当たり職員数 74.33人		
		[732]	[732]	[0]			

- （注） 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	23人	54人	76人	76人	56人	34人	33人	64人	56人	38人	11人	523人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	334	335	337	338	329	329	▲6（▲1.8％）
教育	41	39	39	37	39	39	0（0.0％）
消防	102	102	103	104	106	105	3（2.9％）
普通会計計	477	476	479	479	474	473	▲3（0.6％）
公営企業等会計計	56	54	50	51	51	50	▲4（▲7.4％）
総合計	530	533	529	530	525	523	▲10（▲1.9％）

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。